

# 教育委員会提出議案

## 第15号議案

豊島区学校運営協議会規則の制定について

上記の議案を提出する。

令和3年6月29日

豊島区教育委員会教育長 金子 智 雄

### (説 明)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5第1項に規定する学校運営協議会を豊島区立小中学校に設置するに伴い、必要な事項を定めるにあたり、豊島区学校運営協議会規則を制定するため、本案を提出する。

### (資 料)

別添のとおり

# 豊島区学校運営協議会規則

令和3年 月 日  
教育委員会規則第 号

## (目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5第1項に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 豊島区立小学校及び中学校をいう。
- (2) 対象学校 当該協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (3) 保護者 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者をいう。
- (4) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。

## (趣旨)

第3条 協議会は、学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、豊島区教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び対象学校の校長の権限及び責任の下、これまで学校が育んできた信頼関係のもと、保護者及び地域住民等が一体となって、教育活動の改善や児童又は生徒の健全育成に継続的に取り組むものとする。

- 2 協議会は学校と保護者・地域住民等との連携・協働で実施する地域学校協働活動により、学校の教育活動の充実を目指すとともに、地域人材の有効活用や将来の地域の担い手の育成、学校を中心とした地域ネットワークの形成により、地域活性化を図るものとする。

## (設置)

第4条 教育委員会は、前条の趣旨を踏まえ、その所管に属する学校ごとに協議会を置くことができる。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認めた場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

- 2 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、対象学校の校長、保護者及び地域住民等の意見を聴くものとする。
- 3 協議会を設置する学校は別表のとおりとする。

## (所掌事項)

第5条 協議会は、次に掲げる事項をつかさどる。

- (1) 対象学校の次条各号に掲げる学校運営の基本的な方針の承認に関すること。
- (2) 対象学校の運営に関する事項についての教育委員会又は校長に対する意見に関すること。
- (3) 対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項についての任命権者に対する意見に関すること。
- (4) 対象学校の運営状況についての評価に関すること。
- (5) 保護者及び地域住民に対する前号の評価の結果についての情報提供に関すること。

2 協議会は、前項各号に掲げるもののほか、対象学校の校長から求められた事項について審議することができる。

(学校運営の基本的な方針の承認)

第6条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育課程の編成に関すること。
- (2) 学校経営方針に関すること。

(教員の任用に関する意見の申出)

第7条 法第47条の5第7項の規定及び第5条第1項第3号により述べることができる意見は、第3条に定める趣旨及び前条の規定により承認した学校運営の基本的な方針の実現に資するための意見とする。

(委員の任命)

第8条 協議会の委員（以下「委員」という。）は10名程度とし、次の各号に掲げる者について、教育委員会が校長の推薦により任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 学識経験者
- (4) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が特に必要と認める者

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴くものとする。

(任期)

第9条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項の場合を除き、年度途中で任命された委員の任期は、翌年度末までとする。

(報酬)

第10条 委員の報酬は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成26年豊島区条例第38号）第2条第1項の規定に基づき、月額1,000円とする。

(守秘義務等)

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

- 2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。
  - (1) 協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。
  - (2) 前号に掲げるもののほか、その他委員としてふさわしくない非行を行うこと。

(委員の解任)

第12条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があったとき。
- (2) 委員が前条に規定する義務に違反したとき。
- (3) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。

(委員長及び副委員長)

第13条 協議会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の中から、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副委員長は、委員長が委員の中から指名する。
- 4 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(招集及び議事)

第14条 協議会は、委員長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 議決事項について利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開する。ただし、次に掲げる事項を審議する場合は、公開しないことができる。

- (1) 当該対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、協議会が公開しないことが必要と認める事項
- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、委員長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(部会等)

第16条 運営協議会は、その定めるところにより、部会等の必要な組織を置くことができる。

(運営の細則)

第17条 協議会は、法令及び教育委員会規則並びにその設置目的に反しない範囲において、その運営に必要な事項を定めることができる。

(協議会等に対する助言等)

第18条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して助言及び指導を行うものとする。

- 2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行えるよう、必要な情報提供に努めなければならない。
- 3 教育委員会は、委員に対し、協議会及び委員の役割及び責任について正しい理解を得るため必要な研修を行うよう努めなければならない。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会教育長が定める。

附 則

この規則は、令和3年8月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

学校名
池袋本町小学校
千登世橋中学校